

三 労 発 基 0929 第 11 号

令 和 7 年 9 月 29 日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長

(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 90 号。以下「改正省令」という。）【別添 1】及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 247 号。以下「改正告示」という。）【別添 2】については、令和 7 年 9 月 19 日に公布及び告示され、公布日と同日（令和 7 年 9 月 19 日）から施行又は適用されました。

また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 27 号。以下「改正指針」という。）

【改正指針の新旧対照表は別添 3】が令和 7 年 9 月 19 日付け官報に公示され、同日（令和 7 年 9 月 19 日）に適用されました。

これらの改正省令、改正告示及び改正指針の改正の趣旨、内容等については、下記のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底に
つきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令第 18 条の 2 に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「SDS 交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。

令第 18 条及び第 18 条の 2 においては、ラベル表示及び SDS 交付等をしなければ



2 第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「濃度基準告示」という。）に規定されているが、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第196号。以下「令和6年改正告示」という。）により、新たにアクリル酸等112物質が追加され、令和7年10月1日より濃度基準値が適用されることとなっている。

令和6年改正告示で追加される「りん酸トリフェニル」については、改正省令により、ラベル・SDS対象物質から削除されたことから、令和6年改正告示から「りん酸トリフェニル」を削除するものである。

（2）適用期日

改正告示は、告示の日（令和7年9月19日）から適用すること。

3 改正指針関係

（1）濃度基準値が定められている物質の変更に伴う改正

「りん酸トリフェニル」については、令和6年改正告示により令和7年10月1日から濃度基準値が適用されることとなっていたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（令和6年5月8日技術上の指針公示第26号）により、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）に、当該物質の測定方法及び濃度基準値が追加され令和7年10月1日に適用されることとなっている。しかし、今般、改正省令により、ラベル・SDS対象物質から削除されたことに伴い、令和6年改正告示から「りん酸トリフェニル」が削除されることから、本指針からも「りん酸トリフェニル」に係る項を削除するものである。

（2）適用期日

改正指針は、公示の日（令和7年9月19日）から適用すること。

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第十二号）の規定中別表第二の1129の項及び2268の項を削る改正規定を削る。

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第百九十六号）を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別表中りん酸トリフェニルの項を加える改正規定を削る。

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号 改正 令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号 改正 令和7年9月19日 技術上の指針公示第27号 1～7 (略) 別表1 物の種類別の試料採取方法及び分析方法 <table><tr><th>物の種類</th><th>試料採取方法</th><th>分析方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略)	物の種類	試料採取方法	分析方法	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号 改正 令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号 1～7 (略) 別表1 物の種類別の試料採取方法及び分析方法 <table><tr><th>物の種類</th><th>試料採取方法</th><th>分析方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>りん酸トリフェニル</td><td>ろ過捕集方法</td><td>ガスクロマトグラフ分析法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 (略)	物の種類	試料採取方法	分析方法	(略)	(略)	(略)	りん酸トリフェニル	ろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析法	(略)	(略)	(略)
物の種類	試料採取方法	分析方法																							
(略)	(略)	(略)																							
(削る)	(削る)	(削る)																							
(略)	(略)	(略)																							
物の種類	試料採取方法	分析方法																							
(略)	(略)	(略)																							
りん酸トリフェニル	ろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析法																							
(略)	(略)	(略)																							
別表2 物の種類別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値として濃度基準値を設定できない物質を含む。）	別表2 物の種類別濃度基準値一覧（発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値として濃度基準値を設定できない物質を含む。）																								